

① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

新 [1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】38.00km²
【人口】38,121人
【うち65歳以上】9,682人
【高齢化率】25.4%

※令和8年1月1日時点

背景・経緯

- ・ **検討開始時期**：令和4年5月
令和3年度：保証人・死後事務の課題と保証機能のあり方に関する調査研究報告作成
令和4年度：保証機能構築に関する検討委員会及び社協職員検討チームを設置（諮問・答申）
- ・ **取組開始時期**：令和6年4月
- ・ **開始に至る経緯**：身寄りが無い等の理由で住宅の賃貸借契約が結べない、または保証人がいないため入院時や施設入所時の対応に苦慮する住民ニーズが顕在化したこと。

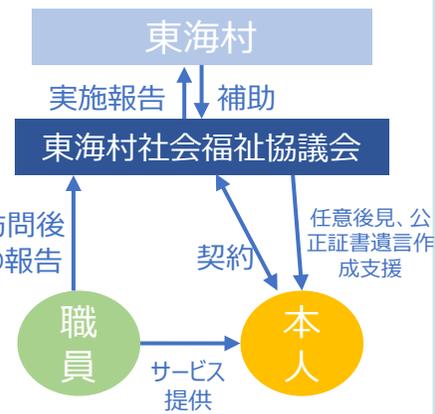
事業概要、実施スキーム

【事業概要】
東海村では、行政と社会福祉協議会が連携し、早期に成年後見制度における法人後見受任や日常生活自立支援事業等における丁寧な生活支援を行い、権利擁護支援に積極的に取り組んできた。そうした中、昨今は身寄りが無いことを理由に入院や施設入所等において十分に本人の意思を尊重できにくい状況があるほか、単身高齢者は増加の一途をたどり、健康であっても死後に不安を抱える高齢者等のニーズが顕在化してきた。このような単身高齢者等の増加により社会的課題となっている身寄りのない高齢者を対象とした総合的な支援として、村から事業補助を受けた社会福祉協議会が主体となり、令和6年度から「とうかいライフ・エンディングサポート事業」を展開し、身元保証や意思決定、死後事務等に関する支援のほか、事業の啓発を通して村民の不安軽減を行っている。

【利用者の要件】
以下の全てに該当すること

- ✓ 東海村に住む満70歳以上の方（同居者がいる場合は、全員が満70歳以上であること）
- ✓ 身近に頼れる親族がいないこと
- ✓ 契約の内容を理解し、利用を希望する方
- ✓ 生活保護を受給していない方
- ✓ 預託金※1を納められること
- ✓ 公正証書遺言※2により遺言執行者※3を定めていること

※1 葬儀・納骨等、自宅に係る賃貸住宅の残存家財処分にかかる費用の見込額で業者見積額による。原則50万円以上。
※2・3 契約締結時点までに定めればよい。



ステークホルダーの役割

【管理監督団体】

①東海村
○実施主体
○住民に対する周知・広報
○窓口に対象となり得る方が来庁した際に、本事業についての案内の実施
○庁内関係機関が集まる会議や研修時に本事業についてのフォローアップの実施

②東海村社会福祉協議会（補助）
○終活に関する出前講座
○エンディングノートの配布・啓発（書き込み式のほか、パソコンで入力できる電子エンディングノートをホームページに掲載）
○終活相談の実施
○住民向けの終活セミナーや専門職向けの研修の企画・運営
○任意後見契約締結支援（社協として任意後見の受任はしていないが、必要に応じて士業の方へのつなぎ等を行っている）
○公正証書遺言作成に必要な情報収集のサポート、公証役場や士業へのつなぎ等
○とうかいライフ・エンディングサポート事業に関する広報・啓発
○判断能力の低下がみられる方への別支援策の検討・支援（日常生活自立支援事業や成年後見制度へのつなぎ※成年後見制度については、条件により法人として受任することも可）

【利用者（村民）】
○情報収集、東海村社会福祉協議会等に相談
○東海村社会福祉協議会と契約
○契約に沿って見守り支援や任意後見、公正証書遺言作成支援等のサービスを受ける

基本指標 (R7.12時点)

【自治体】茨城県東海村

- ・ 予算：349万円 (令和7年度)

【相談対応・日常生活支援・入院入所の手続き支援・死後事務支援の体制】

- ・ 常勤：常勤9名 (うち、兼務9名。全員生活支援ネットワーク系の職員で、そのほか成年後見、日常生活自立支援事業、生活困窮関連事業、重層的支援体制整備事業関連事業を所管している)
- ・ 要件：特になし (ただし9名中6名は社会福祉士)

【事業の実績】(過去1年分)

- ・ 新規相談人数：20人
- ・ 新規契約者数：3人
- ・ フォロー中人数：1人

利用の流れ



工夫、配慮等

【工夫・配慮】

- ・ 面談は1週間以上の期間を開けて2名体制で実施している。判断能力に疑義が生じる方の場合、常に複数名で確認できるような体制を作っている。また、本人に関わっている別の支援者等 (ケアマネや友人等) からも聞き取りし、本人の意思決定能力を見極めている。
- ・ 本人が利用に迷われた場合は、期間 (1週間以上) を空けて再度の意見聴取を行ったり、本人の友人・知人・支援者等への相談を促す。
- ・ 本人の意思決定能力に疑義があると感じたときは、本人を知る他の支援者や主治医からの意見聴取を行う、審査会等の助言を得る。
- ・ 本人の理解が困難であるにもかかわらず利用を希望する際は、代替できる仕組み (日常生活自立支援事業や成年後見制度等) の利用を視野に関係機関と調整する。

【効果】

- ・ 利用している方には安心感が生まれ、現在の生活のQOLが上がっている印象はある。
- ・ 単に終活というくりではなく、地域における役割取得やつながりづくりを意識して働きかけている。

現状の課題、今後の展開

- ・ 地域福祉の視点から「身寄りがあることを前提とした社会構造への意識転換」を図りたいと考えているが (社協としての運動性の発揮)、「とうかいライフ・エンディングサポート事業」ができたことで、関係機関に安心感が生まれ、むしろ自分ごと感が薄れている側面も否定できない。
- ・ とうかいライフ・エンディングサポート事業の収入が、契約時費用と年間利用料程度であるため、事業の採算性がとれない。現行は、他事業の収益や補助金を活用している。
- ・ 預託金を納められない人や年齢が要件に満たない人からの相談もあり、そうしたニーズに応えていく必要性も感じている (日常生活自立支援事業の対象外となる方への支援として「金銭管理・生活支援サービス“あんしんめいと”」を10月1日から実施中)。令和6年度には低所得者向けの事業検討を行っているが、方法としては①少額短期保険を利用する、②預託金をぎりぎりまで下げる、という方法が考えられる。しかし、とうかいライフ・エンディングサポート事業としての実績がまだ十分でないため慎重に検討している最中である。
- ・ 「頼れる身寄りが無い」という一面だけでなく、地域に暮らす人として活躍の場や居場所となる場の創出が、「今をよりよく生きる」ことにつながると考えるため、今後より一層地域支援部門とも連携を深めていく必要がある。